遊漁船業者登録票	
氏名又は名称	伊藤和一郎
登録番号	千葉　第５０１０００７号
登録の有効期限	令和５年９月１９日～令和10年９月19日
営業所の所在地	〒289-2705　千葉県旭市飯岡3523-1
遊漁船の名称	第八優光丸　（定員２８名） 第十七優光丸(定員２４名)
遊漁船業務主任者の氏名	伊藤和一郎、小沼浩明
損害賠償措置の保険期間	第八優光丸　2024年12月13日～2025年12月13日 第十七優光丸　2025年1月24日～2025年12月12日
利用者１人当たりの填補限度額	第八優光丸　　5000万円 第十七優光丸　5000万円

別添

利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる場所（該当箇所を記入）	
岩場	
浅瀬	
河川域	
防波堤	飯岡港西側防波堤（全長２５７ｍ）
定置網	
養殖施設	
その他	利用者の乗船場（飯岡港内）

自船の位置及び設定した航路の航行並びに避険線に基づいた航行の確認方法
ＧＰＳプロッターにより自船と危険場所との位置を確認しながら岩場の沖を航行します。

登録番号	５０１０００７		氏名又は名称	伊藤　和一郎	
作成日	R6／9／6	変更日	1:　／／	2:　／／	3:　／／

別表７　出航中止基準及び帰航基準

出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。（該当に○）	
	（○）単独の判断	（　）団体による判断
	出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。 ・海上警報（風、霧等）、波浪警報、津波警報・注意報の発令中 出航地の波高　５　m以上 出航地の風速　２０　m以上 出航地の視程　５０　m未満 ・落雷のおそれがあるとき ・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか１名でも危険と判断したとき ・その他 （　　）	出航中止の判断は、以下のとおり行います。 ①出航中止を判断する団体名 ②上記団体の代表者、連絡先 代表者 連絡先 ③団体の構成員の氏名又は名称及び　登録番号 別紙１のとおり ④出航中止の判断の方法 別紙２のとおり
帰航基準	案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。 ・海上警報（風、霧等）、波浪警報の発令 ・利用者に急病人やケガ人が出たとき 漁場における波高　５　m以上 漁場における風速　２０　m以上 漁場における視程　５０　m未満 ・落雷のおそれがあるとき ・上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき ・その他（　エンジントラブル等　）	

登録番号	5010007	氏名又は名称	伊藤　和一郎		
作成日	R6／9／6	変更日	1:　／／	2:　／／	3:　／／

別表８　気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処

気象又は海象等の状況が悪化した場合の避難する場所	出航した港等に帰航できない場合は、以下の場所に避難をします。 案内する漁場の位置：飯岡沖 避難する港：銚子港・片貝港 上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。

瀬渡し（磯、筏、防波堤等渡し）の業務を行う場合	
磯等と遊漁船との間の連絡方法※（該当に〇）	（　）携帯電話 （　）衛星電話 （　）利用者に渡した発煙筒 （　）その他（　　）
磯等に遊漁船の旅客定員を超えて利用者を渡す業務の形態の場合にあっては、緊急的に利用者を収容し帰航させる方法	
津波警報、注意報が発令された場合の対応	

※連絡手段の通信設備については、船舶の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの 。
※気象又は海象等が悪化した場合は、必要な措置をとった上で、速やかに連絡責任者に連絡する。

言は静かに
閉願います

登録番号	5010007		氏名又は名称	伊藤　和一郎	
作成日	R6／9／6	変更日	1:　／／	2:　／／	3:　／／

別表 10　情報を収集すべき事項

（1）利用者の安全の確保に必要な情報	出航地における波高、風速、視程
	出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報
	水路通報、気象・津波・海上警報等の情報
	乗船する利用者数 （12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数）
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における安全確保に関する情報
	立入禁止区域に関する情報
（2）漁場の安定的な利用関係の確保に必要な情報	法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報
	漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定利用に関する情報

上書は静かに
閉願います

登録番号	5010007	氏名又は名称	伊藤　和一郎
作成日	R6／9／6	変更日	1:　／／　2:　／／　3:　／／

別表 11　安全の確保のため周知すべき内容及び方法

周知の方法 （該当に○）	（○）遊漁船に周知内容を掲示する。 （　）遊漁船の乗船前に書面を配布、回覧する。 （　）営業所のモニター又はタブレット端末等の電子機器で視聴してもらう（ウェブサイトに周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む）。
周知する内容	○一般的事項 ・出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと ・遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと ・航行中、波の影響により船体が動揺することがあるときは、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること ・天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと ・救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法 ・落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法 ・落水者の発生等、非常時の場合における他の利用者への救助協力 ・乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの）を着用すること ・その他（　　） ○瀬渡しの場合 ・瀬渡し中及び磯等の上においては国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用すること ・磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法 ・その他（　　）
漁場において口頭で説明する。	○一般的事項 ・案内する漁場において注意すべき事項 （自由記載（必須）　　同上　　） ・その他（　　） ○瀬渡しの場合 ・磯等からの帰航時間 ・磯等で天候が急変した場合における避難場所 ・安全管理の手法（定期巡回、携帯電話等での連絡） ・船から磯、磯から船に渡る際に注意すべき事項 （自由記載（必須）　　） ・その他（　　）

別添

利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる場所（該当箇所を記入）	
岩場	
浅瀬	
河川域	
防波堤	飯岡港西側防波堤（全長２５７ｍ）
定置網	
養殖施設	
その他	利用者の乗船場（飯岡港内）

自船の位置及び設定した航路の航行並びに避険線に基づいた航行の確認方法
ＧＰＳプロッターにより自船と危険場所との位置を確認しながら岩場の沖を航行します。

は静かに
願います